

公害紛争処理制度の 活性化について

大阪府公害審査会会長 福原 哲晃

公害紛争処理制度の 現状認識と有用性

1-1. 受付事件

- * 大阪府公害審査会 発足(昭和45年)
- * 200件受付(発足以来)
- * 過去10年間の受付
- * 40件(年平均受付4件)



資料3 p. 3

1-2. 申立て被害の種類

- * 騒音振動 … 29件
- * 大気汚染 … 7件
- * 土壌汚染 … 5件
- * 悪臭 … 7件

(同一事件での重複申立を含む。)

資料3 p. 4

1-3. 事件の傾向(騒音・振動事件)

* 騒音・振動事件が7割を占める

内11件…近接する工場・事業所・店舗等からの騒音案件

4件…家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等の
の室外機による低周波騒音事案

5件…建築工事・土木工事騒音

4件…駐車場騒音

5件…その他

資料3 p. 5

1-3. 事件の傾向(大気汚染)

* 大気汚染 7件

内1件…自動車排ガス

2件…煤煙

4件…粉塵

1-3. 事件の傾向(申請人)

- * 申請人
- * 住民からの申立て…35件
被申請人
 - 企業(23件)
 - 国 (1件)
 - 大阪府(2件)
 - 大阪市(1件)
 - 住民(8件)
- * 申請人
- * 企業等法人からの申立て…7件
被申請人
 - 公法人(1件)
 - 企業(3件)
 - 大阪市(1件)
 - 住民(2件)

資料3 p. 7

2-1. 調停経過

- * 40件の内36件が終了
 - * 係属事件4件(平成29年受付の新規事件2件を含む)
- ※但し、上記40件とは別に、
平成6年申立て(淀川左岸線道路公害事件)が
現在も係属中

2-2. 終了事件

- * 成立…12件(約35%)
- * 打切り…17件(約46%)
- * 取下げ…7件(約19%)

資料3 p. 9

2-3. 成立事件

- * 事件の種類
 - 店舗・工場等騒音(3件)
 - 低周波(2件)
 - 鉄道、保育園、駐車場、園舎建築工事、宅地造成工事等騒音、土壤汚染、悪臭(各1件)
- * 成立時期
 - 2回(1件)・3回(2件)・5回(1件)・6回(4件)
 - 7回(1件)・8回(2件)・9回(1件)

2-4. 打切り事件

- * 事件の種類
- * 土壌汚染(4件)、駐車場騒音(2件)
- * 室外機騒音(2件)、建築工事騒音(2件)
- * 道路騒音(2件)、事業場騒音(2件)
- * 集合住宅騒音、道路公害、木材チップ粉じん(各1件)
- * 時期
- * 1回(6件)、2回(3件)、3回 6回(各2件)、
- * 5回 4回 9回 14回(各1件)

資料3 p. 11

2-5. 取下げ事件

- * 事件の種類
- 煤煙、工場騒音、低周波騒音、カラオケ騒音、埋め立て工事、道路騒音、塗料粉じん(各1回)
- 取下げ時期
- 第1回期日前(2件)、1回~4回期日後(各1件)、11期日後(1件)

3-1. 調停成立に向けて 努力している点

- * 事務局
- * 調停受付段階において、申立書の作成や証拠資料等について分かり易く指導
- * 特に、受理後、その多くが拒否反応を示す被申請人に対して、公害調停の目的や手続きについて懇切に説明し、期日への出席確保について努めている。

資料3 p. 13

3-2. 調停成立に向けて 努力している点

- * 調停委員会
- * (1) 審理計画の策定と迅速な期日の設定
- * (2) 申請人に対して
- * (3) 被申請人に対して
- * (4) 調停委員会として

資料3 p. 14

4-1. 調停運営において 苦慮(工夫)している点

- * 不調により終了した調停事件につき、一方当事者から閲覧請求提出された。
- * 公表(公開)を前提とした閲覧請求は今後の調停において当事者の協力を得られない等、調停手続きの円滑な進行に支障が生じるおそれ、府民の信頼を損なうおそれがあるため不許可とした。

資料3 p. 15

4-2. 調停運営において 苦慮(工夫)している点

- * 大阪府公害審査会委員15名
- * (弁護士5名 学識経験者10名)
- * 3名の調停委員の日程調整は事案に応じ現地調査を含めた審理計画を立て、複数期日の日程を予め調整するなどの運営を行っている。

5-1. 司法解決と比べた 公害紛争処理制度のメリット

メリット(調停について)

- (1) 民事調停制度と同様に当事者が調停委員を介することで、双方の立場、考えを理解し、解決点を見出せる。
- (2) 調停委員会が、環境分野に精通した弁護士、学者で構成されている。
- (3) 行政対応に関する必要な情報が得られる。
- (4) 手続上柔軟な対応が可能。
- (5) 公害紛争処理に精通した事務局の対応によりアクセスが易しい。

資料3 p. 17

5-2. 司法解決と比べた 公害紛争処理制度のデメリット

- * デメリット(調停について)
- * 調停で成立した合意書が「債務名義」として認められていない。

公害紛争処理制度の利用促進 に向けた具体的方策

資料3 p. 19

終結した事件の概要を ホームページに掲載(大気汚染)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[PDFファイル/539KB\]](#)

終結した事件の概要を ホームページに掲載(大気汚染)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
大気汚染	15ヶ月	打切	被申請人は、道路建設計画に関し1建設道路のトンネル化、2排気ガスが溜まらないよう山を切り開き無風状態の解消、3建設道路分離帯の一定間隔に煙突を設置し排気ガスの拡散、4建設道路をすべてチューブ状にし排気ガスを排出しない。いずれかの対策を求める。
大気汚染	13ヶ月	取下	工場からの煤煙により、申請人らは、大気汚染、悪臭による健康被害、家屋や自家用車の汚れ等の被害を受けているため設備改善を求める。対策をとらない場合は工場の閉鎖、移転、損害賠償の支払いを求める。
大気汚染 悪臭	12ヶ月	打切	申請人が運営する事業所の道路向かいに被申請人が保管する木材チップが原因と思われる悪臭と粉じんにより、従業員に目や喉の痛み等の健康被害が生じ、業務の遂行にも支障が生じている。1異臭及び粉じんの除去、2治療費、慰謝料等の損害賠償、3業務補償を行うことを求める。
大気汚染	6ヶ月	取下	近隣塗装会社数社による塗料の粉じんが、申請人の所有する車に付着した。被申請人らに苦情を申し入れたが対応してくれる様子がなかったため、1工場からの塗料の粉じんにより、汚れた車を修繕すること、2今後工場からの粉じんにより、車が汚れることのないように対策をとることを求める。

資料3 p. 21

終結した事件の概要を ホームページに掲載(土壌汚染)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

土壌汚染 ← クリック

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[PDFファイル / 539KB\]](#)

資料3 p. 22

終結した事件の概要を ホームページに掲載(土壌汚染)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
土壌汚染	13ヶ月	成立	被申請人は過去に病院で使用していた消毒薬や医薬品に起因する水銀汚染の周辺土地への拡散防止を怠り損害を与えたため、土壌汚染の対策費等として賠償を求める。
土壌汚染	3ヶ月	打切	被申請人が建物を建築している土地の一部は溶解亜鉛メッキ工程を伴う製造工場敷地として利用されていたことから、溶解工程で使用する鉛等の物質による土壌汚染の可能性は極めて高いため、被申請人に対し土壌汚染及び地下水汚染の有無を調査すること、2地下水の汚染の除去ないし浄化を求める。
土壌汚染	4ヶ月	打切	申請人は被申請人が所有していた土地を購入した。土地の引渡し後、申請人が実施した地質ボーリングや、既存建物の解体工事、新築マンション基礎工事の際、当該土壌に油分汚染や、複数のオイルタンクが発見されたため、被申請人に対し確認された油分汚染について、申請人が負担した調査費用・撤去費用の負担を求める。
土壌汚染	9ヶ月	打切	被申請人が経営していた銭湯を解体後、申請人の土地について、土壌の変色や異臭、敷地内の井戸への廃油の流入等が発見したため、被申請人に対し土壌調査と汚染の除去を求めたが拒否された。申請人が再調査したと

資料3 p. 23

終結した事件の概要を ホームページに掲載(騒音)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

← クリック

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

公害紛争処理の手引き [PDFファイル / 539KB]

資料3 p. 24

終結した事件の概要を ホームページに掲載(騒音)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
騒音	8ヶ月	成立	小売店舗近隣に居住する住民は配送トラックのアイドリング、荷降ろしの作業音、ショッピングカートの移動音等による騒音で体調被害が続くため、店に騒音防止を要請し、改善約束を受けても一時的なものに止まった。騒音について規制基準の遵守及び隣人の生活を妨害しないように、対策を講じることを求める。
騒音	13ヶ月	成立	後から営業を始めた宿泊施設の騒音により健康被害を生じたことに納得できなため、騒音、低周波騒音の発生源の浴場用循環ろ過機等の改善、移動による環境の改善を求める。
騒音	4ヶ月	取下	工場の機械騒音により、精神的、肉体的に負担が大きいため、コンプレッサー系の機械騒音を軽減するための防音壁等の対策を求める。
騒音	14ヶ月	打切	夜間の車両出入りによる騒音、排気ガスによる安眠妨害、昼間の駐車に伴う日当たりの悪化のため、夜間の駐車車両の一定時間の移動禁止と昼間の駐車位置の変更を求める。
騒音	5ヶ月	取下	被申請人が電柱に設置した高圧トランス、配電盤から発生する低周波騒音

資料3 p. 25

終結した事件の概要を ホームページに掲載(振動)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[PDFファイル/539KB\]](#)

 クリック

資料3 p. 26

終結した事件の概要を ホームページに掲載(振動)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
振動 騒音	23ヶ月	成立	申請人は精密部品の生産業を営んでいるが、隣に入居したプレス加工工場からの騒音及び振動が激しく、精密部品の製造に支障を生じるため1防音壁、振動止等の設置、2フォークリフト等による静かな走行、3対策をとらない場合は工場の移転を求める。
振動 騒音	10ヶ月	打切	申請人は楽器演奏家であるが、隣地にオープンしたコンビニエンスストアにより、頭痛、不眠、耳鳴りが生じた。演奏家の仕事に支障をきたすようになったため1低周波の軽減、2業務用冷蔵庫と空調機のコンプレッサーユニット部及びコンデンサー部を使用しないことを求める。
振動 騒音	2ヶ月	打切	申請人ら住居付近に営業所を設置した被申請人に対し、大型車の通行の騒音・振動により、安眠が妨げられることから、1出入口での徐行、安全確保上、申請人が示したルートを通行すること、2取引業者等にも指導すること。3大型トラック等について一定時間は申請人が示したルートを通行しないこと等を求める。
振動 騒音	9ヶ月	成立	被申請人が鉄道新線を開通した直後から、列車が通過する際の騒音により、室内ではテレビ、電話等の音が聞こえず、家族の会話も満足にできない

資料3 p. 27

終結した事件の概要を ホームページに掲載(悪臭)

過去10年間の調停申請概要

苦情の種類
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

(水質汚濁、地盤沈下の調停申請は該当無し)

クリック

公害紛争に関する手引き、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[PDFファイル / 539KB\]](#)

資料3 p. 28

終結した事件の概要を ホームページに掲載(悪臭)

過去10年間の調停申請概要

公害の種類	係属期間	終結態様	調停申請概要
悪臭 大気汚染	12ヶ月	打切	申請人が運営する事業所の道路向かいに被申請人が保管する木材チップが原因と思われる悪臭と粉じんにより、従業員に目や喉の痛み等の健康被害が生じ、業務の遂行にも支障が生じている。1異臭及び粉じんの除去、2治療費、慰謝料等の損害賠償、3業務補償を行うことを求める。
悪臭 騒音振動	7ヶ月	打切	被申請人の自宅兼作業場からの騒音・振動により家族が日常生活において精神的苦痛を受け、振動が激しい際は申請人宅内の扉が音を立てて振動し開閉に支障をきたしている。被申請人は対策として、事業所に二重サッシを取り付けたが、軽減効果は見られず、また、作業時間の対策等の申入れに対して改善が見られないため、1防音壁などの設置、悪臭(油の臭い)対策として、換気扇の移設、2作業時間の工夫、3対策をとらない場合は猶予期間後、工場を移転することを求める。
悪臭 騒音振動	10ヶ月	成立	小売店舗の新規開店と同時に排気口及び店舗屋上駐車場の排気ダクトからの異臭及び来店者の車が店舗屋上駐車場利用時の騒音により被害を受けた。被申請人に対策を求めたところ排気ダクトのスイッチは切断されたが、異臭の排出や騒音被害が続いているため1排気口の撤去すること、2排気ダクトの撤去、移転措置または店内でダクト処理をとること、3車昇降スロープを全面アスファルト舗装することを求める。

※詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。

資料3 p. 29